「週休２日工事」試行実施要領【森林整備保全事業編】

令和７年９月 29 日　改正
（令和６年９月２４日）

（趣旨）

第１　この要領は、宮崎市が発注する建設現場における「週休２日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休２日工事」の実施手続き、その他必要な事項について定めるものとする。なお、「「週休２日工事」試行実施要領【一般土木・上下水道事業編】、【農業農村整備事業編】」は別途定める。

（定義）

第２　この要領における用語の定義は下記のとおりとする。

（１）現場閉所による週休２日

現場閉所による月単位の週休２日とは、対象期間において、月単位の４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休２日とは、対象期間において、通期の４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工事着手から工事完了までの期間をいう。対象期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として６日間、７月、８月または９月を含む工事では夏季休暇分として３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（３）現場閉所

現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除く。

（４）４週８休

月単位の４週８休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日／28 日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）の水準の状態とみなす。

通期の４週８休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（８日／28 日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（５）工事着手

森林整備保全事業工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）第１編共通編第１章総則第１節総則１－１－１－２用語の定義（１４）に規定する工事着手をいう。

（６）工事完了

標準仕様書第１編共通編第１章総則第１節総則１－１－１－２用語の定義（１５）に規定する工事完了をいう。

（試行の対象）

第３　この要領における対象工事は下記のとおりとする。

（１）週休２日工事の試行対象は、宮崎市が発注者する全ての工事（営繕工事、一般土木工事、上下水道整備工事及び農業農村整備工事は除く。）とし、発注者指定方式による発注を原則とする。ただし、緊急工事、年間維持工事など、週休２日を確保することが困難な工事は週休２日工事の対象外とすることができる。

（２）週休２日工事は、入札公告及び共通特記仕様書において、週休２日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

＜入札公告記載例＞

○その他の事項 本工事は、週休２日工事の試行対象[森林整備保全工事]である。

＜共通特記仕様書記載例＞

第○条　休日の確保について（週休２日工事）【森林整備保全事業編】 本工事は、週休２日工事の試行対象工事である。 試行にあたっては、「『週休２日工事』試行実施要領【森林整備保全事業編】」に基づき行う。 受注者は、工事着手前に週休２日の取組について発注者と協議すること。 実施要領は、宮崎市ホームページから入手できる

（実施手続）

第４　この要領における実施手続は下記のとおりとする。

（１）発注者指定方式

発注者が、現場閉所による月単位の週休２日に取り組むことを指定する方式（現場閉所による通期の週休２日は必須）

（２）監督員は、上記（１）に基づき提出された内容について、技能者及び技能労働者の休日実績が記載された日報、工程表や休日等の作業記録等の記録資料等により確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

（３）監督員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。なお、報告の時期は、受注者と発注者が協議して定める。

（４）受注者は、週休２日工事に取り組む旨を工事看板等に明示するものとする。

（工事費の積算）

第５　この要領における積算方法等は下記のとおりとする。

（１）補正係数

現場閉所による週休２日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所の状況に

応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表１　＜補正係数＞

現場閉所の状況	月単位の４週８休以上	通期の４週８休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

・なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

・市場単価方式・土木工事標準単価による週休２日補正については、別表１及び別表２に示す補正係数を乗じるものとする。

１）労務単価

補正前の労務単価に、表１に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

２）機械経費（賃料）

補正前の機械経費（賃料）に、表１に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

３）共通仮設費率

補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ、補正後の共通仮設費率を算出した後、表１に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

４）現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、表１に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

（２）補正方法等

発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。

１）発注者指定方式

当初予定価格から月単位の４週８休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たないものは、通期の４週８休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の４週８休に満たないものについては、週休２日補正係数を乗じずに請負代金額を変更する。

２）市場単価方式と土木工事標準単価方式

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に別表１に掲げる当該名称・区分の週休２日補正係数を乗じて積算する。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係

数を乗じて算出した設計単価に別表２に掲げる当該名称・区分の週休２日補正係数を乗じて積算する。

（工事成績評定）

第６　週単位の週休２日が達成された場合には、工事成績評定にて評価するものとする。ただし、契約後、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定要領の考査項目「法令遵守等」の「その他理由」の項目において、点数３点を減ずる措置を行うものとする。なお、週休２日工事に関する点数を減ずる措置は行わない。

（留意事項）

第７　週休２日工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

（１）受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

１）災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

２）異常気象時における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

３）降雨、降雪等による予定外現場閉所日

４）現場見学会等、現場を公開する場合

５）１）から４）までに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。

（２）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行ってはならない。

附　則

１　この要領は、令和６年 10 月１日から施行し、令和６年 10 月１日以降に予算執行伺いの決裁を受ける工事に適用する。

２　『「週休２日工事」試行実施要領（令和５年 10 月１日施行)』は廃止する。なお、この要領の施工前に、『「週休２日工事」試行実施要領（令和５年 10 月１日施行)』に適用した工事については、なお、従前の例による。

３　この要領は、令和７年 10 月１日から施行し、令和７年 10 月１日以降に予算執行伺いの決裁を受ける工事に適用する。

４　この要領の施行前に、『「週休２日工事」試行実施要領【森林整備保全事業編】（令和６年 10 月１日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

市場単価方式の補正係数

別表１

名　　称	区分	月単位４週８休以上	通期の４週８休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付枠工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02

土木工事標準単価の補正係数

別表２

名称	区分	月単位４週８休以上	通期の４週８休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.03	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
浸食防止用植生マット工（養生マット）		1.04	1.02